

## 川内川大規模氾濫減災協議会規約（改定案）

## （名称）

第 1 条 この会議は、川内川大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## （設置）

第 2 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会として「川内川大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## （目的）

第 3 条 協議会は、甚大な被害をもたらした平成 18 年洪水や、近年、各地で頻発している洪水被害等を踏まえ、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、川内川における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

## （協議会の対象河川）

第 4 条 協議会は、川内川水系における一級河川を対象とする。

## （協議会の構成）

第 5 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## （幹事会）

第 6 条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等、川内川水害に強い地域づくりによる浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会の庶務を行うため事務局を置く。

- 2 事務局は九州地方整備局川内川河川事務所、鹿児島県、宮崎県に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、平成28年3月18日から施行する。

平成30年6月12日改正

令和 元年6月13日改正

気象庁 鹿児島地方気象台長

気象庁 宮崎地方気象台長

鹿児島県 土木部長

鹿児島県 危機管理防災局長

宮崎県 河川課長

宮崎県 危機管理局長

薩摩川内市長

さつま町長

伊佐市長

湧水町長

えびの市長

九州地方整備局 川内川河川事務所長

九州地方整備局 鶴田ダム管理所長

気象庁 鹿児島地方気象台 防災管理官

気象庁 宮崎地方気象台 防災管理官

鹿児島県 土木部 河川課長

鹿児島県 危機管理防災局 危機管理課防災対策室長

鹿児島県 北薩地域振興局 建設部 河川港湾課長

鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長

宮崎県 県土整備部 河川課課長補佐

宮崎県 危機管理局 危機管理課課長補佐

宮崎県 小林土木事務所 河川砂防課長

薩摩川内市 建設部長

薩摩川内市 危機管理監

さつま町 建設課長

さつま町 危機管理監

伊佐市 建設課長

伊佐市 総務課長

湧水町 建設課長

湧水町 総務課長

えびの市 建設課長

えびの市 基地・防災対策課長

九州地方整備局 川内川河川事務所 副所長

九州地方整備局 鶴田ダム管理所 専門官

規約の新旧対照表(修正案) 令和元年6月13日時点

改正案	現行
<p>・協議会構成員</p> <p style="text-align: right;">別表 1</p> <p>気象庁 鹿児島地方気象台長            気象庁 宮崎地方気象台長            鹿児島県 土木部長            鹿児島県 危機管理防災局長            宮崎県 河川課長            宮崎県 危機管理局長            薩摩川内市長            さつま町長            伊佐市長            湧水町長            えびの市長            九州地方整備局 川内川河川事務所長            九州地方整備局 鶴田ダム管理所長</p>	<p>・協議会構成員</p> <p style="text-align: right;">別表 1</p> <p>気象庁 鹿児島地方気象台長            気象庁 宮崎地方気象台長            鹿児島県 土木部長            鹿児島県 危機管理局長            宮崎県 河川課長            宮崎県 危機管理局長            薩摩川内市長            さつま町長            伊佐市長            湧水町長            えびの市長            九州地方整備局 川内川河川事務所長            九州地方整備局 鶴田ダム管理所長</p>

規約の新旧対照表(修正案) 令和元年6月13日時点

修正案	現行
<p>・幹事会構成員</p> <p style="text-align: right;">別表 2</p> <p>気象庁 鹿児島地方気象台 防災管理官            気象庁 宮崎地方気象台 防災管理官            鹿児島県 土木部 河川課長            鹿児島県 <b>危機管理防災局 危機管理課防災対策室長</b>            鹿児島県 北薩地域振興局 建設部 河川港湾課長            鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長            宮崎県 県土整備部 河川課課長補佐            宮崎県 危機管理局 危機管理課課長補佐            宮崎県 小林土木事務所 河川砂防課長            薩摩川内市 建設部長            薩摩川内市 危機管理監            さつま町 建設課長            さつま町 危機管理監            伊佐市 建設課長            伊佐市 総務課長            湧水町 建設課長            湧水町 総務課長            えびの市 建設課長            えびの市 基地・防災対策課長            九州地方整備局 川内川河川事務所 副所長            九州地方整備局 鶴田ダム管理所 専門官</p>	<p>・幹事会構成員</p> <p style="text-align: right;">別表 2</p> <p>気象庁 鹿児島地方気象台 防災管理官            気象庁 宮崎地方気象台 防災管理官            鹿児島県 土木部 河川課長            鹿児島県 危機管理局 危機管理防災課長            鹿児島県 北薩地域振興局 建設部 河川港湾課長            鹿児島県 始良・伊佐地域振興局 建設部 河川港湾課長            宮崎県 県土整備部 河川課課長補佐            宮崎県 危機管理局 危機管理課課長補佐            宮崎県 小林土木事務所 河川砂防課長            薩摩川内市 建設部長            薩摩川内市 危機管理監            さつま町 建設課長            さつま町 危機管理監            伊佐市 建設課長            伊佐市 総務課長            湧水町 建設課長            湧水町 総務課長            えびの市 建設課長            えびの市 基地・防災対策課長            九州地方整備局 川内川河川事務所 副所長            九州地方整備局 鶴田ダム管理所 専門官</p>

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

- 平成30年7月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため、2020年度目途に取り組みべき緊急行動計画を改定。
- 具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時に実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充。

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

### (1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取組を共有するための連絡会を設置

### (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

#### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機能連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

#### ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

#### ③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルティーのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

### (6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する他事業と連携した対策「抜本的対策(大規模事業)」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

### (3) 被害軽減の取組

#### ① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

#### ② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

### (4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

### (5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人名への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊水池、稼働断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

施策番号	項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	具体的内容等	【参考】「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20)(H31.1.29改定) 今後の進め方及び数値目標等		
						H29.3以前	H29年度末 (2017年度末)	H30年度末 (2018年度末)	R1年度末 (2019年度末)	R2年度末 (2020年度末)	R3年度以降 (2021年度)					
◆ハード対策の主な取組内容	川内川水害に強い地域づくりを推進するためのハード対策の取組	1)洪水を河川内で安全に流す対策	堤防整備等の河川改修の実施	・堤防整備、河道掘削、河床低下対策、堤防質的対策、鶴田ダム再開発事業等。	川内川河川	●	●	●	○	○	○	R、S、T	引き続き河川改修(築堤、河道掘削、堤防質的改良)を実施していく。防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策実施。	【国管理河川】 ・2020年度までに対象延長約1,200kmを整備。 【県管理河川】 ・2017年の緊急点検を踏まえ、2020年度を目途に再度の氾濫防止対策約300kmで実施。		
		2)危機管理型ハード対策	①堤防天端の保護、法尻補強等	・必要な箇所において、堤防天端の保護対策、法尻補強等を実施。	川内川河川	●	●	●	○	○			R		危機管理型ハード対策における堤防天端舗装はすべて実施済。引き続き堤防法尻補強を実施していく。防災・減災、国土強靱化のための3ヶ年緊急対策実施。	【国・県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、高齢者が特に多い地域等において、危機管理型ハード対策等を概成。 ＜国管理河川＞約30河川 ＜県管理河川＞約130河川
		3)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤整備	①住民の主体的な避難行動や行政の適切な避難勧告・避難指示発令に資するCCTVカメラ等の整備及びHP等での情報提供の拡充	・CCTVカメラ等の整備を適宜行うとともに、検討した結果等を踏まえ、HP等で提供している情報について拡充を図る。	川内川河川	●	●	●							A8、K	川内川管内の河川状況を確認し、必要に応じてカメラの設置を行っていく。 ・H29年度新たに3基設置 ・H30年度新たに50基設置 ・H31年度新たに簡易カメラ設置
					鹿児島県	●		●						危機管理型水位計については、H30年度16基設置済		
					宮崎県	●										
		②住民に確実に情報と伝えるための防災行政無線の拡充や多様な情報提供手段の整備	・各市町で整備している防災無線等住民に情報と伝達する手段について、現状を確認し、拡充の必要等を踏まえ検討。	薩摩川内市		●							A8、L	薩摩川内市総合防災センターの建設	-	
				さつま町	●	●	○							防災行政無線デジタル化(戸別受信機:全戸配布)		
				伊佐市						○				防災無線のデジタル化を構築予定		
				湧水町	●									全戸設置済。新築住宅等への個別受信機の設置		
				えびの市	●									防災行政無線デジタル化		
		③防災拠点機能を維持するための行政庁舎や排水施設及び自家発電設備等の耐水化の検討	・必要な庁舎や排水施設等について、現状を確認し必要に応じて耐水化の検討を行う。	薩摩川内市		●							P	薩摩川内市総合防災センターの建設	【国・県管理河川共通】 ・引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施経緯については協議会で共有。 【下水道・国管理河川】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設約70箇所(水密扉の設置等約10箇所)、河川の排水機場約20箇所について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。 【国管理河川】 ・2018年度の緊急点検を踏まえ、2019年度までに全国の災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設(10地方整備局等)の停電対策、通信機器の整備が不足している事務所へ災害対策用通信機器の増強等を2019年に実施。	
				さつま町										現時点では長期にわたり浸水が継続する地域に施設はない。		
				伊佐市							○			新庁舎建設を計画予定		
				湧水町										今後検討する。		
				えびの市	●											
				鹿児島県												
				宮崎県												
				鶴田ダム管				●	○					異常豪雨時において異常洪水時防災操作を行う際に、ダム下流への警報を確実に実施するため既存施設の耐水化を行う。 川内川流域管内において、長期にわたり浸水が継続するエリアを調査検討する。 ・H31年度排水機場耐水化検討予定		
		川内川河川				○	○									
		④洪水氾濫による被害の軽減、円滑な避難行動及び着実な水防活動等に資する施設整備	・洪水氾濫による被害の軽減、円滑な避難行動及び着実な水防活動等に資する施設整備	薩摩川内市	●								F	関係機関と連携し、引き続き研究をする	【国・県管理河川共通】 ・協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関の情報を共有し市町等の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整。	
				さつま町												
				伊佐市							○			新庁舎建設を計画予定		
				湧水町												
				えびの市												
鹿児島県											協議会の中で検討。					
宮崎県																
鶴田ダム管								○	○		既存施設(多目的広場等)の防災拠点としての活用方法を今後検討					
川内川河川							○		河川防災ステーション整備を検討していく。							



項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	具体的内容等	【参考】「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20)(H31.1.29改定) 今後の進め方及び数値目標等	
					H29.3以前	H29年度末 (2017年度末)	H30年度末 (2018年度末)	R1年度末 (2019年度末)	R2年度末 (2020年度末)	R3年度以降 (2021年度)				
1 住民自らの避難行動や企業の防災対応を促すための取組	1 災害リスク、避難計画等に関する事項	新たな取組や拡充等に着手	⑧HP等にて発信している防災情報の充実	・HP等にて発信している防災情報の充実について引き続き実施	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア8、10、K	薩摩川内市地域情報化推進計画により、更なるきめ細かな防災・気象情報の発信を行うこととしている。 平成29年度に防災ホームページをリニューアルした。	-
					さつま町	●							引き続き実施	
					伊佐市	●							継続して実施。	
					湧水町	●							継続して実施。	
					えびの市	●							公式ホームページ、SNSに情報掲載	
					鹿児島県	●	●	●	○	○	○		・市町村の避難勧告等について県ホームページで情報提供を行う。 ・「県総合防災システム」により、災害情報を収集・集約し、災害情報(避難準備・勧告・指示・避難所情報等)について、Lアラートによる各メディアを介した住民への情報発信を行う。	
					宮崎県	●	●	○	○	○	○		宮崎県庁HPに防災危機管理情報を掲載 WEBページ「宮崎県の雨量と河川水位観測情報」を運営	
					鹿気象台	●	●	●	○	○	○		気象庁HP、鹿児島地方気象台HPにて防災情報の充実を図っており引き続き継続。	
					宮気象台	●	●	●	○	○	○		気象庁HP、宮崎地方気象台HPにて防災情報の充実を図っており引き続き継続。	
	鶴田ダム管	○	○	●	○	○	○	・洪水調節効果の速やかな公表を適宜実施中						
	川内川河川		●	●	○	○	○	川内川防災情報「早よ見やん川内川」のスマートフォン版構築(H30年度より運用) ・HPの映像カメラ配信を12箇所→55箇所に拡充。						
	薩摩川内市		●	○	○	○	○	ア8、10、K	鹿児島県総合防災システムに入力することにより、情報提供を行うこととなっている。	-				
	さつま町								現在6社(NHK、MBC、KTS、KKB、KYT、FM鹿児島)と連携済み					
	伊佐市								鹿児島県総合防災システムに入力することにより、情報提供を行うこととなっている。					
	湧水町								鹿児島県総合防災システムに入力することにより、情報提供を行うこととなっている。					
	えびの市								宮崎県災害対策支援情報システムに入力で、報道各社へ情報提供済み					
	鹿児島県	●	○	○	○	○	○		災害時における放送及び報道要請に関する協定を締結済み(放送局6社、新聞社9社)					
	宮崎県	●	○	○	○	○	○		県内全ての放送事業者と締結済					
鶴田ダム管		○	○	○	○	○	川内川河川事務所と協働実施							
川内川河川		●		○	○	○	・NHK、KTS(鹿児島テレビ)と協定済 ・MBC(南日本放送)と協定締結済(H29.11.30) ・引き続き協定締結に向け対応していく。							
薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	以降3、A、I、J	関係機関と連携し、引き続き実施	【国管理河川】 ・引き続き、国管理河川全ての協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画等の作成に着手。					
さつま町								引き続き推進						
伊佐市		●						引き続き推進する						
湧水町	●							更なる推進を図る。						
えびの市														
川内川河川	●		●	○	○	○		さつま町全校実施中、薩摩川内市試行授業実施(H28年度) ・H31年度より薩摩川内市内全小学校事業で活用予定。伊佐市3小学校を指定校とし事業で活用予定。 ・今後、湧水町・えびの市の市での授業に取り組みしていく						
鹿気象台	●	●	●					大雨ワークショップ等の実施						
宮気象台		●	●	○	○	○		小学生・中学生を対象とした大雨WSを開催し防災教育に取り組んでいく。						
薩摩川内市	●	●	○	○	○	○		以降11、A、I、K		防災チラシの配布、出前講座・訓練の実施等を引き続き行う	-			
さつま町							未実施							
伊佐市														
湧水町	●						更なる推進を図る。							
えびの市	●						各自治会の防災訓練・防災講座開催時に実施							
鹿児島県	●	●	●	○	○	○	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の支援(説明会の開催など)							
宮崎県	●	○	○	○	○	○								
鹿気象台		●	●	○	○	○	水防災関連会議で洪水警報の危険度分布、流域雨量指数の予測値の利用や防災意識向上につながる普及啓発活動を行う予定							
宮気象台		●	●	○	○	○	気象台から防災意識の啓発、地域住民・市民団体NPO・関係機関との連携協働の取組があり、この場で流域雨量指数の予測値の普及啓発活動を行う予定。							
鶴田ダム管	●	○	○	○	○	○	ダム見学や出前講座、イベント等により適宜情報共有を図る							
川内川河川			●	○	○	○	・洪水情報の緊急速報メール(フッシュ型配信)開始(H30.5より) ・水害リスクライン(市町向け)運用予定(R1.6月中旬予定) ・引き続き避難行動に連なれば情報共有を図っていく							

項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	具体的内容等	【参考】「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20)(H31.1.29改定) 今後の進め方及び数値目標等	
					H29.3以前	H29年度末 (2017年度末)	H30年度末 (2018年度末)	R1年度末 (2019年度末)	R2年度末 (2020年度末)	R3年度以降 (2021年度)				
1 住民自らの避難行動や企業の防災対応を促すための取組	2 平時からの地域住民等への周知・教育・訓練等に関する事項	③水害後の早期の復興に向けた、行政、学識者、住民、NPO及び企業等の連携	・水害後の早期の復興に向けた、行政、学識者、住民、NPO及び企業等の連携のあり方について検討。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	以降12、 9	関係機関と連携し、検討する	【国・県管理河川共通】 ・災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムの充実に引き続き取り組み、これに基づき研修・訓練等を全治法整備局等で実施。 ・国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-RORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。	
				さつま町										今後検討を進める
				伊佐市	●	●	●	○	○	○		関係機関と連携し、検討する		
				湧水町								今後検討する。		
				えびの市	●							団体と災害時復旧協定を締結済み		
				鹿児島県								協議会の中で、対応について検討する。		
				宮崎県		○	○	○	○	○		未実施		
				鹿児島県	●	●	●					引き続き、復旧作業や住民の生活に役立つ気象情報の提供に努める		
				宮崎県			●					引き続き、復旧作業や住民の生活に役立つ気象情報の提供に努める。		
				鶴田ダム管		○	○	○	○	○		水害後の連携のあり方について検討を行っていく		
	川内川河川				○	○	○	水害後の連携のあり方について検討を行っていく						
	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	76、A	市で出前講座等を実施しているところであるが、関係機関とも連携し、引き続き実施する	-				
	さつま町								今後検討を進める					
	伊佐市		●	●					更なる推進を図る。					
	湧水町	●							更なる推進を図る。					
	えびの市								未実施					
	鹿児島県			●					要配慮者利用施設の避難確保計画作成の出前講座を実施。					
	宮崎県	●	●	●	○	○	○		希望者に対して、防災に係る出前講座を実施					
	鹿児島県	●	●	●	○	○	○		出前講座等において水防災関連情報の普及・啓発を図る					
	宮崎県		●	●					出前講座で普及・啓発を図る					
	鶴田ダム管	●	○	○	○	○	○		ダム見学や出前講座、イベント等により適宜情報共有を図る					
	川内川河川	●	●	●	●	○	○	出前講座等において、水防災情報の普及啓発に努める。 ・斧洲地区(TOGOの日)出前講座実施(H29.10) ・鹿児島純心女子大学出前講座(H30.5.8) ・陸上自衛隊えびの駐屯地出前講座(R1.6.1)						
	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	76、9、 6、G、I	引き続き実施する	-				
	さつま町	●	○	○	○	○	○		引き続き実施					
	伊佐市	●	●	●	○	○	○		年1回市内一斉の総合防災訓練を実施している。					
	湧水町	●							引き続き実施。					
	えびの市	●							継続して実施する予定					
	薩摩川内市							78、K、 N	必要に応じて検討を進める	-				
	さつま町								必要に応じ検討を進める					
	伊佐市								必要に応じて検討を進める					
湧水町							現在のところ検討していない							
えびの市							未実施・予定なし							
鹿児島県							協議会の中で、対応について検討する。							
宮崎県														
鹿児島県	●	●	●	○	○	○	定例記者会、NHKとの懇談、気象予報士会との会合等において水防災関連情報の普及・啓発を図る							
宮崎県	●	●	●	○	○	○	気象、地象等についてメディアとの懇談会を行っており引き続き継続。							
鶴田ダム管	●	○	○	○	○	○	川内川河川事務所と協働実施							
川内川河川	●	●	●	●	○	○	・マスコミとの意見交換会を実施(H30.3) ・マスコミとのプリーフィングにて防災情報共有を実施(R1.6.7)							

施策番号	項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	具体的内容等	【参考】「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20)(H31.1.29改定) 今後の進め方及び数値目標等	
						H29.3以前	H29年度末 (2017年度末)	H30年度末 (2018年度末)	R1年度末 (2019年度末)	R2年度末 (2020年度末)	R3年度以降 (2021年度)				
2	1	適切な避難誘導に関する事項	新たな取組や拡充等に着手	①盆地と狭窄部が交互に繋がる地形を踏まえ、氾濫形態にも考慮した避難勧告等の発令に着目したタイムラインの作成	・避難に着目したタイムライン未策定市町については、タイムラインを策定。	薩摩川内市	●						以降1、E、N	関係機関と連携し、タイムラインを作成した	(水害対応タイムライン) 【国・県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。
						さつま町						策定済み			
						伊佐市				○					
						湧水町	●							今後も関係機関と連携を図る。	
						えびの市								タイムライン作成済み 順次見直しを行う	
						鶴田ダム管				●	○			ダムからの放流と避難行動を整理したタイムラインを検討する。	
						川内川河川	●							・関係全市町のタイムライン(簡易版)策定済(H28年度)	
				薩摩川内市			○	○	○	○	以降1、E、N	今後の訓練において、検証し適時見直しを行う	【県管理河川】 ・2020年度までに、全ての対象市町村において、水害対応タイムラインを作成。		
				さつま町								随時見直しを行う			
				伊佐市				○							
				湧水町	●							随時、見直しを行う。			
				えびの市			○								
				鹿児島県	●	●	○	○	○			タイムライン作成済			
				川内川河川	●	●	●	○	○			タイムラインを用いた水防演習、訓練により、内容を検証し適宜見直し。(川内川総合水防演習H30.5、川内川上流地区水防演習R1.5.26)			
				鹿気象台	●	●	●	○	○	○	各機関が作成するタイムラインについて気象に関する情報の見直しを行い提供する				
				宮気象台			●	○	○	○	各機関が作成するタイムラインについて気象に関する情報の見直しを行い提供する。				
				薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア12、N	関係機関との更なる連携強化を図る	【国・県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。		
				さつま町	●							関係機関と連携を図る			
				伊佐市	●	●	●	○	○	○		毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。			
				湧水町	●							今後も関係機関と連携を図る。			
				えびの市	●							毎年度当初に見直し、連絡網の確認を行っている			
				鹿児島県	●	●	○	○	○			出水期前にホットラインの連絡体制を確認する。			
				鹿気象台	●	●	●	○	○	○		重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合には、受動的、能動的ホットラインを市町村長および防災担当者に行っている			
				宮気象台	●	●	●	○	○	○	重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合には、受動的、能動的ホットラインを市町村長および防災担当者に行っている				
鶴田ダム管	●	○	○	○	○	○	出水期前にホットラインの連絡体制を確認する。								
川内川河川	●	●	●	●	○	○	出水期前にホットラインの連絡体制を確認する。								
薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア11、M、N	適時、関係機関と連携し検討する	【県管理河川】 ・2021年度目途に、市町村の役場等に係る河川のうち、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。) ・毎年、協議会等の場を活用して、水害危険性の周知の実施状況を確認。						
さつま町								関係機関と連携を図る							
伊佐市	●	●	○	○	○	○		毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。							
湧水町	●							今後も関係機関と連携を図る。							
えびの市		○						上部組織の意見を参考にし、検討を行う。							
薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア、3、4、5、F	見直しを含め関係者で検討中	-						
さつま町								今後の検討とする							
伊佐市															
湧水町	●							随時、見直しを行う。							
えびの市															
鹿児島県	●	●	●	○	○	○		「孤立化集落対策マニュアル」を策定済みであり、当該マニュアルに基づき、引き続き、県及び市町村、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することとする。							
宮崎県	●	●	●	○	○	○	要配慮者利用施設に関する部局での調整会議を実施し、協力体制の構築や情報の共有を図った。								

施策番号	項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○					項目番号 課題番号	具体的内容等	【参考】「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20)(H31.1.29改定) 今後の進め方及び数値目標等	
						H29.3以前	H29年度末 (2017年度末)	H30年度末 (2018年度末)	R1年度末 (2019年度末)	R2年度末 (2020年度末)				R3年度以降 (2021年度)
2	安全かつ迅速な避難、着実な水防活動のための取組	1 適切な避難誘導に関する事項	【新規追加】 ⑥要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	-	薩摩川内市		●	○				-	施設管理者に説明等を行い計画作成等を進める 要配慮者利用施設数 50	【国・県管理河川、砂防共通】 ・2020年度までに対象の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難計画の実施。 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 ・避難確保計画作成にあたっての課題を把握し、計画作成の手引きを改訂。
					さつま町								計画作成を進める 要配慮者利用施設数 0	
					伊佐市				○	○	○		来年度に避難計画書は作成予定。避難訓練においては、実施している。 要配慮者利用施設数 2	
					湧水町								関係施設へ推進を行う。 要配慮者利用施設数 7	
					えびの市								要配慮者利用施設数 0	
					薩摩川内市	●					○		更なる充実を図る	
					さつま町	●							連携の充実を図る	
					伊佐市	●	●	●	○	○	○		協議会の場等において、浸水想定区域内の災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法等について検討。	
					湧水町			○	○				今後、連携の充実を図る。	
			えびの市	●										
			鹿児島県											
			宮崎県											
			薩摩川内市		●						薩摩川内市総合防災センター建設	【国・県管理河川共通】 ・引き続き、協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。		
			さつま町							今後検討を進める				
			伊佐市	●	●	●	○	○	○	協議会の場等において、浸水想定区域内の災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。				
			湧水町							今後検討する。				
			えびの市	●						非常用発電設置済み				
			鹿児島県											
宮崎県														
薩摩川内市		●						薩摩川内市総合防災センター建設	【国・県管理河川共通】 ・引き続き、協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。					
さつま町							今後検討を進める							
伊佐市	●	●	●	○	○	○	協議会の場等において、浸水想定区域内の災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。							
湧水町							今後検討する。							
えびの市	●						非常用発電設置済み							
鹿児島県														
宮崎県														

施策番号	項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	具体的内容等	【参考】「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20)(H31.1.29改定) 今後の進め方及び数値目標等								
						H29.3以前	H29年度末 (2017年度末)	H30年度末 (2018年度末)	R1年度末 (2019年度末)	R2年度末 (2020年度末)	R3年度以降 (2021年度)											
2	安全かつ迅速な避難、着実な水防活動のための取組	1 適切な避難誘導に関する事項	これまでの取組を引き続き実施	⑨トップセミナーの実施	・市町長や防災担当者を対象とした水災害に関するトップセミナーを実施。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア15	県等が開催する首長会議に出席している	-							
						さつま町								各種研修会に参加								
						伊佐市	●	●	●	○	○	○		他機関が主催するものに参加。								
						湧水町								他機関が主催するものに参加。								
						えびの市	●	●	●	○	○	○		各種研修等に参加している。								
						鹿児島県																
						宮崎県	●	●	●	○	○	○		各地域で実施する大規模氾濫等減災協議会等の場を通じて防災に関する情報を説明								
						鹿児島県	●	●	●	○	○	○		毎年実施する台長による市町村首長訪問の中で防災に関連する情報について説明する。また、首長会合等の機会を捉え、防災気象情報の周知を図ることについても検討を進める。								
						宮崎県	●	●	●	○	○	○		毎年実施する台長による市町村首長訪問の中で防災に関連する情報について説明する。また、首長会合等の機会を捉え防災気象情報の周知を図ることについても検討を進める。								
						鶴田ダム管	●	●	○	○	○	○		毎年首長を対象としたトップセミナーを開催								
	川内川河川	●	●		○	○	○	首長を対象としたトップセミナーを開催していく。														
	2 水防体制の強化に関する事項	安全かつ迅速な避難、着実な水防活動のための取組	2 新たな取組や拡充等に着手	①水防協力団体の募集・指定の促進	【新規追加】 ・水防団員、水防協力団体の募集を、HP等で広く実施。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	以降7、○	消防局と連携し、引き続き対応する	【国・県管理河川共通】 ・協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施するとともに必要に応じて本省としても水防団員募集に係る広報を実施。							
						さつま町	●							引き続き対応する								
						伊佐市	●	●	○	○	○	○		協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。								
						湧水町								未実施								
						えびの市	●	●	●	○	○	○		市広報等で活動状況を掲載している。								
						2 水防体制の強化に関する事項	安全かつ迅速な避難、着実な水防活動のための取組	2 これまでの取組を引き続き実施	②水防資機材の備蓄・効率的活用	・出水期前に資機材の確認と、広域的利用体制の確認を引き続き行う。	薩摩川内市	●		●		○	○	○	○	ア13	消防局等と連携し、引き続き対応する	【国・県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる金木者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。
											さつま町	●									引き続き実施	
伊佐市											●	●		●		○	○	○	継続して実施。			
湧水町	●											継続して実施。										
えびの市	●	●	●	○	○						○	引き続き実施する										
鹿児島県	●	●	●	○	○						○	資機材の確認、不足分の補充										
宮崎県	●	●	○	○	○						○	備蓄状況を点検のついで、水防計画書に掲載すると共に防災対策会議等を通じ、国やえびの市と情報共有										
鶴田ダム管	●	●	○	○	○						○	毎年関係機関とともに重要水防箇所合同巡視により備蓄資機材の確認(R1.5月実施済)										
川内川河川	●	●	●	●	○	○	毎年関係機関とともに重要水防箇所合同巡視により備蓄資機材の確認(R1.5月実施済)															
2 水防体制の強化に関する事項	安全かつ迅速な避難、着実な水防活動のための取組	2 これまでの取組を引き続き実施	③重要水防箇所の情報提供及び地域防災計画書、水防計画書へ掲載	・毎年、最新の重要水防箇所の情報を提供し、地域防災計画書(市町)及び水防計画書(県)に掲載。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア14	地域防災計画の見直しを今後も実施	【国・県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる金木者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。								
					さつま町	●							引き続き実施									
					伊佐市	●	●	●	○	○	○		地域防災計画の見直しを今後も実施									
					湧水町	●							継続して実施。									
					えびの市	●	●	●	○	○	○		継続して実施する									
					鹿児島県	●	●	●	○	○	○		県水防協議会での審議を経て、水防計画書に掲載									
					宮崎県	●	●	○	○	○	○		毎年、確認し更新している。									
					川内川河川	●	●	●	●	○	○		毎年関係機関とともに重要水防箇所合同巡視により備蓄資機材の確認(R1.5月実施済)									

施策番号	項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	具体的内容等	【参考】「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20)(H31.1.29改定) 今後の進め方及び数値目標等		
						H29.3以前	H29年度末 (2017年度末)	H30年度末 (2018年度末)	R1年度末 (2019年度末)	R2年度末 (2020年度末)	R3年度以降 (2021年度)					
2	安全かつ迅速な避難、着実な水防活動のための取組	2	水防体制の強化に関する事項	これまでの取組を引き続き実施	④ボランティアの受け入れ体制、業界団体等との協力体制の確立	・ボランティアの受け入れ体制については、適宜見直す。 ・業界団体等との協力体制については、協定等を締結し確立を図る。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア15	関係団体と連携し、体制の更なる充実を図る	-
					さつま町	●						引き続き実施				
					伊佐市							社会福祉協議会が担当				
					湧水町	●						今後も関係機関との連携を図る。				
					えびの市	●	●	●	○	○	○	関係団体と連携し、体制の更なる充実を図る体制の充実を図る				
					鹿児島県											
					宮崎県	●	●	○	○	○	○	関係業界団体と大規模災害時の支援協定を締結。				
					鶴田ダム管	●	●	○	○	○	○	毎年災害協力会社と協定を締結				
					川内川河川	●	●	●	●	○	○	毎年災害協力会社と協定を締結				
					薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	以降6	関係機関と連携し、引き続き実施	-		
					さつま町	●							引き続き実施			
					伊佐市								防災会議のみ実施している。			
					湧水町	●							継続して実施。			
					えびの市	●	●	●	○	○	○		関係機関と連携し、引き続き実施する			
					鹿児島県	●	●	●	○	○	○		洪水対応演習に参加。			
					宮崎県	●	●	○	○	○	○		関係市町村及び団体と防災訓練を実施している。			
					川内川河川	●	●	●	●	○	○	出水期前に関係機関参加の下に洪水対応演習(情報伝達演習)を実施。川内川総合水防演習実施(H30.5)、川内川上流地区水防演習(R1.5.26)				
					薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	ア14	引き続き実施	【国・県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者が共同して点検を実施。		
					さつま町	●							引き続き実施			
					伊佐市	●	●	●	○	○	○		毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者が共同して点検を実施。			
					湧水町	●							継続して実施。			
					えびの市	●	●	●	○	○	○		引き続き実施する			
					鹿児島県	●	●	●	●	○	○		引き続き合同巡視に参加し、危険箇所を共有する			
					宮崎県	●	●	●	○	○	○		出水期前に関係機関参加の下に合同巡視を実施			
					鹿気象台	●	●	●	●	○	○		引き続き合同巡視に参加し、危険箇所を共有する			
					宮気象台	●	●	●	○	○	○		引き続き合同巡視に参加し、危険箇所を共有する。			
					鶴田ダム管	●	●	○	○	○	○		出水期前に関係機関参加の下に合同巡視を実施			
					川内川河川	●	●	●	●	○	○	出水期前に関係機関参加の下に合同巡視を実施				
					薩摩川内市	●						ア6	関係機関と連携し、引き続き実施	【国・県管理河川共通】 ・引き続き、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ実施。		
					さつま町	●							引き続き実施			
伊佐市							総合防災訓練は、毎年9月に実施している。									
湧水町	●						継続して実施。									
えびの市	●	●	●	○	○	○	引き続き実施する									
鹿児島県	●	●	●	●	○	○	水防演習に参加。									
宮崎県	●	●	●	○	○	○	毎年建設業協会等と協同した防災訓練を実施している。 えびの市・小林市・高原町において県総合防災訓練を10月に実施予定									
鹿気象台	●	●	●				出水期前に洪水予報演習を実施									
宮気象台	●	●	●				出水期前に洪水予報発表演習を実施									
鶴田ダム管	●	●	○	○	○	○	出水期前に水防演習等を実施									
川内川河川	●	●	●	●	○	○	出水期前に水防演習等を実施 ・川内川総合水防演習実施(H30.5) ・川内川上流地区水防演習(R1.5.26)									

施策番号	項目	事項	実施内容	主な取組内容	関係機関名	実施年●・実施予定年○						項目番号 課題番号	具体的内容等	【参考】「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(H29.6.20)(H31.1.29改定) 今後の進め方及び数値目標等	
						H29.3以前	H29年度末 (2017年度末)	H30年度末 (2018年度末)	R1年度末 (2019年度末)	R2年度末 (2020年度末)	R3年度以降 (2021年度末)				
3	地域社会を支えるための取り組み	1	排水施設等に関する事項	①大規模出水時における緊急排水計画の策定	・大規模出水時における緊急排水計画について検討を進める	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	以降14、Q	引き続き取り組む	【国管理河川】 ・2020年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。  【県管理河川】 ・国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
						さつま町						今後検討を進める			
						伊佐市						関係機関と連携し、検討を行う。			
						湧水町	●					関係機関と連携し、検討を行う。			
						えびの市	●	●	●	○	○	○			
						川内川河川					○			今後検討を行っていく。	
				②鶴田ダムにおいて、危機管理型運用について検討	・鶴田ダムにおいて、危機管理型運用について検討する。	鶴田ダム管	●	●	○	○	○	○	以降16、R	河川管理者又は自治体等から要請があった場合には、実施可否を判断し特別防災操作を行う。	【国・県管理河川共通】 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため。ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ＜国管理＞約20ダム ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。  【国管理河川】 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係期間等と調整や検討を引き続き行い、調整がとれたダムから順次運用を開始。 ・水系毎の治水・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全体的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の誓約となっている各区間の河川改修を推進。
						川内川河川					○	○		大規模災害時等、必要に応じ特別防災操作を要請していく。	
				③【新規追加】 ③浸水被害軽減地区の指定	-	薩摩川内市				○	○	○	-	今後検討を行っていく。	【国・県管理河川共通】 ・引き続き、複数市町に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し連携して指定。
						さつま町								未実施	
		伊佐市													
		湧水町													
		えびの市													
		鹿児島県													
		宮崎県													
		川内川河川						○	○	今後検討を行っていく。					
		2	これまでの取組を引き続き実施	④浸水頻度の高い場所の災害危険区域(土地利用規制)の指定促進	・土地利用規制が必要な箇所において災害危険区域の指定を行う	薩摩川内市	●			○	○	○	以降7、R	引き続き取り組む	【国・県管理河川共通】 ・浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 ・国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目標に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 ・不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。
						さつま町	●								
						えびの市	●	●	●	○	○	○			
				⑤排水ポンプ車出動要請の連絡体制の整備及び確認	・出水期前に、関係機関等の連絡体制の確認を行う。	薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	以降8、P、Q	引き続き実施する	-
						さつま町	●							引き続き実施	
伊佐市	●														
湧水町	●										継続して実施。				
えびの市	●					●	●	○	○	○	引き続き実施する				
川内川河川	●			●	●	●	○	○	○	出水期前に、関係機関等の連絡体制を確認する。					
⑥排水機場や樋門・樋管等の点検・試運転、操作訓練等の実施	・出水期前に排水機場等において、点検及び試運転等を行う。 ・出水期前に樋門・樋管等において、点検及び操作訓練等を行う。			薩摩川内市	●	●	○	○	○	○	以降9、P、Q	引き続き実施する	-		
				さつま町	●							引き続き実施			
				伊佐市	●							引き続き実施する			
				湧水町	●							継続して実施。			
				えびの市	●	●	●	○	○	○		引き続き実施する			
		鹿児島県	●	●	●	○	○	○	県管理河川に設置されている操作が必要な樋門・樋管については、地元自治体と操作に関する年間契約を行っており、その中で出水期前にゲートの作動の確認を行っている。						
		宮崎県	●	●	●	○	○	○	県管理河川に設置されている操作が必要な樋門・樋管については、地元自治体と操作に関する年間契約を行っており、その中で出水期前にゲートの作動の確認を行っている。						
川内川河川	●	●	●	●	○	○	○	出水期前に排水機場、樋門・樋管等の点検及び試運転等を実施							
⑦大規模災害を前提とした復旧対応演習の実施	・出水期前に大規模災害の発生を前提とした演習を実施	川内川河川		●	●	●	○	○	以降16、Q	毎年堤防決壊シミュレーションを実施する。 ・堤防決壊シミュレーション実施(R1.5.21)	-				

# 取組事例

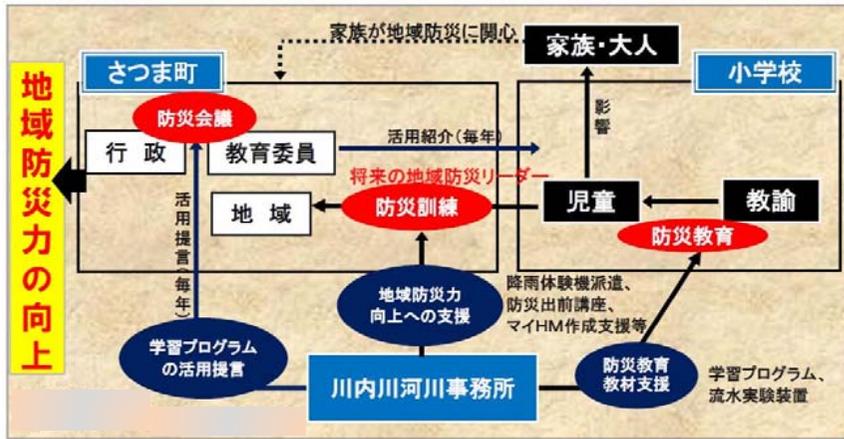
(川内川大規模氾濫減災協議会)

令和元年6月13日

# 川内川河川事務所

# 川内川水防災河川学習プログラムの活用について

- 川内川では、自ら判断して避難することができる人材育成を目的とした水防災河川学習を小学校において推進中。
- 平成24年度からさつま町において「水防災河川学習プログラム」の開発を進め、平成26年度から町内の全小学校（9校）で本プログラムを用いた教育課程に基づく授業を開始。
- 平成28年度から薩摩川内市においても、8校で試行授業の取組を実施しており、平成31年度より薩摩川内市内の全小学校（27校）の授業にて活用していただくこととしている。
- 伊佐市においても、全14校の内、3校を指定校として平成31年度より活用していただくこととしている。



## 川内川

### 水防災河川学習プログラム

学習教材（単式・複式学級）

小学校の教育課程に対応した体系的な水防災学習教材集



小学校5年生社会科「自然災害を防ぐ」の授業の様子（さつま町立盈進小学校 H29. 2）



小学校5年生理科「流れる水のはたらき」の授業の様子（さつま町立盈進小学校 H25. 10）



小学校5年生理科「台風と天気の変化」の授業の様子（薩摩川内市立東郷小学校 H28. 10）

# 川内川水防災河川学習プログラムの活用について

## 川内川水防災河川学習プログラムの普及活動



伊佐市菱刈小学校にて、先生へのプログラム内容の説明状況(H31.3.13)



薩摩川内市の校長研修会にてプログラム概要の説明状況(H31.4.12)

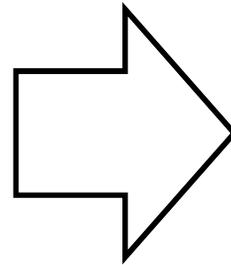
- 新学習指導要領(H29.3公示)に基づき、令和2年度より小学校にて全面実施され、教科書の内容が変更となる。
- そのため、「川内川水防災学習プログラムにおいても、新学習指導要領の学校教育課程に合うように、新たな教科書の内容が確認でき次第、プログラムの改定に向けて検討を行う予定。

# 出水時における市町ホットラインの実施について

## ホットライン



川内川河川事務所長



薩摩川内市長



さつま町長

薩摩川内市  
さつま町長  
伊佐市長  
湧水町長  
えびの市長

- 【第1報】 避難判断水位に達した場合（避難準備情報発表検討）
- 【第2報】 氾濫危険水位に達した場合（避難勧告発令検討）
- 【第3報】 水位が堤防天端を越えると予想される場合（避難指示発令検討）
- 【第4報】 越水が確認された場合
- 【第5報】 堤防決壊が確認された場合
- 【避難判断水位・氾濫危険水位を下回った場合】

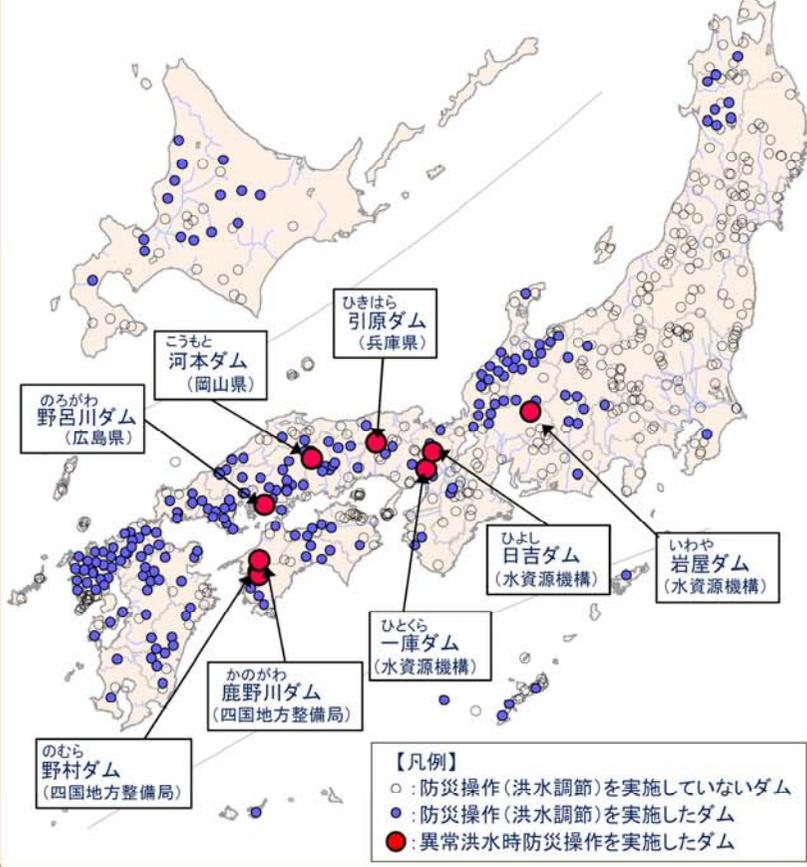
# 鶴田ダム管理所

# 異常豪雨の頻発化に備えた洪水調節機能に関する検討会

○平成30年7月豪雨を踏まえ、気候変動の影響等により今後も施設規模を上回る異常洪水が頻発することが懸念される中、そうした事態に備え、より効果的なダムへの操作や有効活用の方策、ダムへの操作に関わるより有効な情報提供等のあり方について、ハード・ソフト両面から検討することを目的に検討会を設置。3回の検討会を開催し、提言をとりまとめ。

## <平成30年7月豪雨のダムの防災操作(洪水調節)の状況>

国土交通省所管ダム558ダムのうち213ダムで洪水調節を実施し、被害の軽減・防止効果を発揮。そのうち、**8ダムにおいては、洪水調節容量を使い切る見込みとなり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量(放流量)とする異常洪水時防災操作に移行。**



## 【委員】

加藤孝明 東京大学生産技術研究所 准教授  
 佐々木隆 国土技術政策総合研究所河川研究部水環境研究官  
 角哲也 京都大学 防災研究所 教授 <委員長>  
 関谷直也 東京大学大学院情報学環 准教授  
 中北英一 京都大学 防災研究所 教授  
 森脇亮 愛媛大学大学院理工学研究科 教授  
 矢守克也 京都大学 防災研究所 教授

## 【スケジュール】

9月27日  
 第1回検討会  
 (現状と課題)  
 11月2日  
 第2回検討会  
 (骨子案)  
 11月27日  
 第3回検討会  
 (とりまとめ案)

## 平成30年7月豪雨におけるダムに関する主な論点

- 異常豪雨によってダムの洪水調節容量を使い切ってしまうことに対し、
  - ・事前放流により、より多くの容量を確保できないか
  - ・異常洪水時防災操作に移行する前の通常の洪水調節段階により多くの放流ができないか
  - ・気象予測に基づく操作を行うことはできないか
- ダムの操作に関わる情報が住民の避難行動に繋がっていないことに対し、
  - ・平常時から浸水等のリスク情報を提供し、認識の共有を図ることが必要ではないか
  - ・情報提供を「伝える」から「伝わる」、さらには「行動する」ように変えることが必要ではないか
  - ・情報提供を市長村長の判断に直結するよう変えることが必要ではないか

## 対策の基本方針

- ①ハード対策(ダム再生等)とソフト対策(情報の充実等)を一体的に推進
- ②ダム下流の河川改修とダム上流の土砂対策、利水容量の治水への活用など、流域内で連携した対策
- ③ダムの操作や防災情報とその意味を関係者で共有し避難行動に繋げる

# 異常豪雨の頻発化に備えた洪水調節機能に関する検討会の提言

	方策	課題	対応すべき内容
より効果的なダム操作や有効活用	I. 洪水貯留準備操作(事前放流)により、より多くの容量の確保	降雨量等の予測精度(数日前)、貯水位が回復しなかった場合の渇水被害リスク、利水者の事前合意	利水者との調整等による洪水貯留準備操作(事前放流)の充実 洪水貯留準備操作(事前放流)の高度化に向けた降雨量やダム流入量(数日前)の予測精度向上
		利水容量内の放流設備の位置や放流能力等の制約	洪水貯留準備操作(事前放流)を充実させるためのダム再生の推進
	II. 異常洪水時防災操作に移行する前の通常の防災操作(洪水調節)の段階で、より多くの放流	下流河川の流下能力不足による制約	洪水調節機能を有効に活用するためのダム下流の河川改修の推進
		貯水位が低い時点の放流能力等による制約	利水容量の治水活用による洪水調節機能の強化 洪水調節機能を強化するためのダム再生の推進
	III. 気象予測に基づく防災操作(洪水調節)	降雨量・ダム流入量予測(数時間前)の精度	防災操作(洪水調節)の高度化に向けた降雨量やダム流入量(数時間前)の予測精度向上
		予測が外れた場合のリスク、地域の認識共有	気象予測等に基づくダム操作の高度化を行う場合の環境整備等の対応
	IV. 洪水調節容量の増大	ダム型式、地形、地質・施工条件(ダムかさ上げ等)他の目的を持つ容量の振替	ダムの適切な維持管理・長寿命化の推進(容量を確保するための土砂対策等)
			利水容量の治水活用による洪水調節機能の強化【再掲】 洪水調節機能を強化するためのダム再生の推進【再掲】
	※全体に関連		ダムの操作規則の点検 ダム下流河川の改修やダム再生等により可能となる操作規則の変更 ダムの洪水調節機能を強化するための技術の開発・導入 気候変動による将来の外力の増大(降雨パターンの変化等を含む)への対応
	より有効な情報提供や住民周知	V. 平常時からの情報提供～認識の共有～	ダム下流の浸水想定図等が作成されていない
ダムの機能や操作等が十分に認知されていない			ダムの操作に関する情報提供等に関わる住民への説明 ダムの操作に関する情報提供等に関わる住民説明の定例化
防災情報が災害時の適切な行動に十分活用されていない			ダムの洪水調節機能を踏まえた住民参加型の訓練 ダムの洪水調節機能を踏まえた住民参加型訓練の定例化
VI. 緊急時の住民への情報提供～「伝える」から「伝わる」、「行動する」へ～		緊急性や切迫感が十分に伝わっていない ダム貯水池の状況が十分に伝わっていない 防災情報が利用されていない	洪水時のダムの貯水池の状況を伝えるための手段の充実、報道機関への情報提供
			緊急時に地域の住民にとって有用となる防災情報ツールの共有
			異常洪水時防災操作へ移行する際の放流警報の内容や手法の変更 ユニバーサルデザイン化された防災情報の提供、伝わりやすい防災用語の検討
			プッシュ型配信等を活用したダム情報の提供の充実 ダムに関する情報伝達手法に関する技術開発 水害リスクを考慮した土地利用
VII. 緊急時の市町村への情報提供～判断につながる情報提供～		情報の伝達範囲や手段等の充実	放流警報設備等の改良
			放流警報設備等の施設の耐水化
			電力供給停止時におけるダム操作に必要な電源等の確保
	大規模氾濫減災協議会へのダム管理者の参画		
	避難勧告等の発令判断を支援するためのトップセミナーの開催 避難勧告等の発令判断を支援するためのトップセミナーの定例化 避難勧告等の発令判断を支援するための連絡体制強化 ダムの洪水調節機能を踏まえた避難勧告着目型タイムラインの整備 ダムの洪水調節機能を踏まえた避難勧告着目型タイムラインの充実		

※凡例  : 直ちに対応すべきこと  : 速やかに着手して対応すべきこと  : 研究・技術開発等を進めつつ対応すべきこと

# 「より効果的なダム操作や有効活用」について対応すべき内容

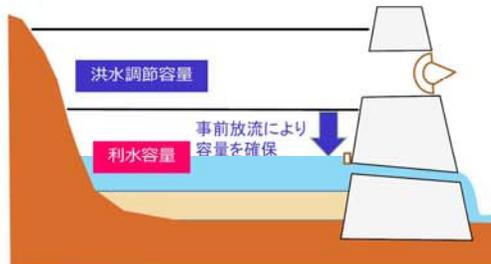
## I. 洪水貯留準備操作(事前放流)による多くの容量の確保

利水者等との調整による**洪水貯留準備操作(事前放流)の充実**

あらかじめ利水者の協力等を得て、事前放流の充実を図り、より多くの容量を確保

洪水貯留準備操作(事前放流)を充実させるための**ダム再生の推進**

事前放流を充実させるため、より多くの容量をより短期間で確保するための放流能力の増強



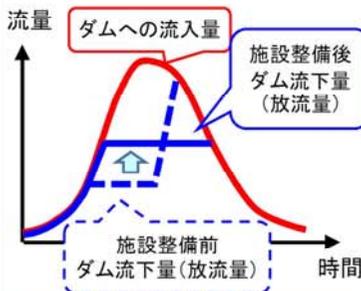
事前放流の高度化に向けた**降雨量やダム流入量(数日前)の予測精度向上**

アンサンブル予測の活用や流域内の利水ダムも含めたダム群で治水・利水等の役割をカバーするバックアップ制度に関する方法論の確立に向けた検討等を含め、技術開発の推進

## II. 異常洪水時防災操作に移行する前の通常の防災操作(洪水調節)の段階で、より多くの放流

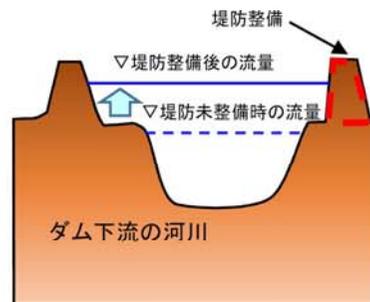
洪水調節機能を確保するための**ダム下流の河川改修の推進**

下流河川の流下能力不足により、ダムの有する放流能力よりも減量して放流しているダムにおけるダム下流の河川改修の推進



洪水調節機能を強化するための**ダム再生の推進**

利水容量の治水活用、放流能力の増強、ダムの嵩上げ等により、ダム再生の推進



## ※全体に関連

**ダムの操作規則の点検**

各ダムの事前放流の実施上の課題、ダム下流河川の整備状況等によるダム操作の課題等を点検し、課題を解消

河川の改修やダム再生等により可能となる**操作規則の変更**

ダム操作のトレードオフの関係を踏まえた関係者と認識共有

ダムの洪水調節機能を強化するための**技術の開発・導入**

維持管理や施工、ダム管理等に関する技術について、AI活用等も含め、先端的な技術の開発

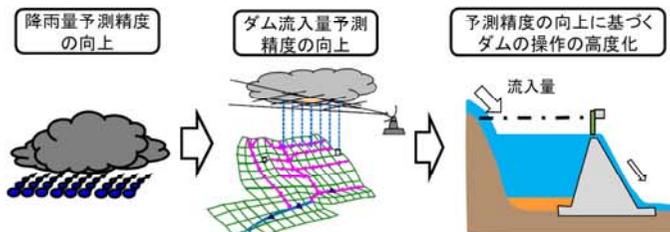
**気候変動による外力の増大(降雨パターンの変化含む)への対応**

ダムを含む治水計画等へ考慮する方法について検討

## III. 気象予測に基づく防災操作(洪水調節)の高度化

洪水調節の高度化に向けた**降雨量やダム流入量(数時間前)の予測精度向上**

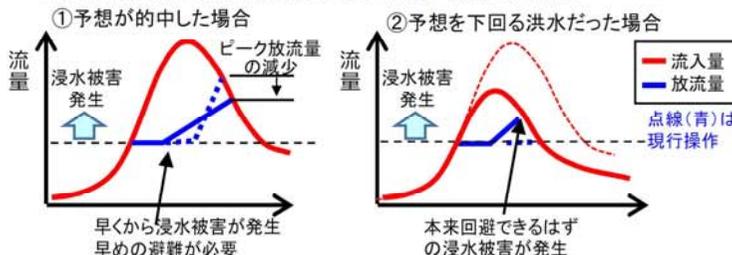
- 降雨量やダム流入量の予測精度を向上させる技術開発(レーダー等による短時間降雨予測含む)
- 現場で操作を高度化するにあたり求められる予測精度の明確化



気象予測に基づくダム操作の高度化を行う場合の**環境整備等の対応**

将来的に気象予測等に基づく操作を行うとした場合において、予測と異なる結果となった場合の浸水等の被害リスクを社会的に受容し、リスクを考慮した地域づくりなどの環境整備や制度等のリスクの配分の考え方に関する検討を実施

<計画規模を大きく超える洪水を予測し、早めに放流量を増加>

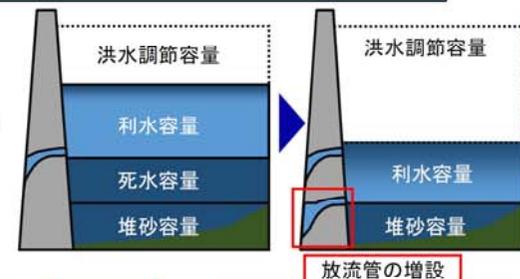


## IV. 洪水調節容量の増大

利水容量の治水活用による洪水調節機能の強化

洪水調節機能を強化するための**ダム再生の推進**

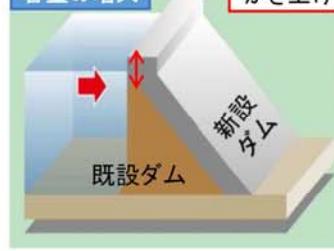
利水容量の治水活用、放流能力の増強、ダムの嵩上げ等により、ダム再生の推進



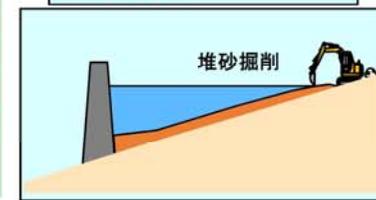
目的別の容量の振替

容量の増大

かさ上げ



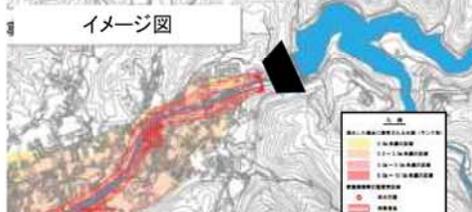
ダムの容量を確保するための**土砂対策**



# 「より有効な情報提供や住民周知」について対応すべき内容

## V. 平常時からの情報提供～認識の共有～

### ダム下流河川における浸水想定図等の作成



### ダム下流河川の浸水想定図の充実と活用 (市街地における想定浸水深等の表示等)



### ダムの操作に関する情報提供等に関わる住民への説明・定例化

- ・ダムの操作やその際に提供される情報と意味、避難行動との関係に関する説明や訓練の実施(ダムの機能やその限界についても理解を深める)
- ・住民説明会等の定例化、ダム操作の体現型ツールを用いるなど工夫



### ダムの洪水調節機能を踏まえた住民参加型の訓練・訓練の定例化



## VI. 発災時の住民への情報提供 ～「伝える」から「伝わる」、「行動する」へ～

### 異常洪水時防災操作へ移行する際の放流警報の内容や手法の変更

- 避難勧告等を発令する市町村とも連携しつつ、より切迫感を持って緊急性を伝えられるような警報手法に変更

### 放流警報設備等の改良

- 市町村とも調整しつつ、警報区間の見直し、サイレンやスピーカー等の設備改良等



【(例)スピーカー(各警報所・警報車)から切迫感の伝わるアナウンスに変更】  
旧:「異常洪水時防災操作に移行……」⇒ 新:「これまでに経験のないような洪水…、直ちに……」

### 洪水時のダムの貯水池の状況を伝えるための手段の充実



### 電力供給停止時におけるダム操作に必要な電源等の確保

### 放流警報設備等の施設の耐水化



### プッシュ型配信等を活用したダム情報等の提供の充実

- プッシュ型配信等の調整・整備(エリアメールの活用等)
- ※ダム管理者から直接的に住民等に情報提供するための検討



### 緊急時に地域の住民にとって有用となる防災情報ツールの共有

- ・その地域の住民の避難行動に有益なウェブサイト等の防災情報ツールを共有
- ・市町村と連携した整備

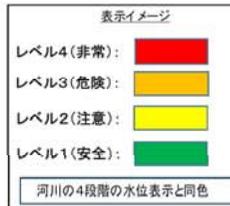


### 住民が危機レベルを直感できるようなユニバーサルデザイン化された防災情報の提供

- ダム放流量等の危険度レベルを用いたカラー表示の情報発信の試行

### ダムに係る情報伝達手法に関する技術開発

- ダムに関するより効果的な情報伝達手法を技術開発



## VII. 緊急時の市町村への情報提供～判断につながる情報提供～

### 大規模氾濫減災協議会へのダム管理者の参画

- ダム管理者が大規模氾濫減災協議会へ積極的に参画し、ダム情報の認識共有・連携強化



### ダムの洪水調節機能を踏まえた避難勧告着目型タイムラインの整備・充実

- ・ダム放流と避難行動を整理した防災行動計画の策定
- ・トップセミナーや訓練等の状況を踏まえたタイムラインの改善・充実



### 避難勧告等の発令判断を支援するためのトップセミナーの開催・定例化

- トップセミナーの開催、定例化、より実践的なセミナーとなるよう改善・充実



### 避難勧告等の発令判断を支援するための連絡体制強化



# 鹿児島地方気象台

# 防災知識・意識向上のための普及啓発 ～子どもが自ら命を守る～

- 大雨防災ワークショップは、平成28年9月に出水市の中学校で初めて開催し、平成29年度より本格的に実施。
- 平成30年度までに県内の19校（小・中・高校および大学）で実施し、複数校が毎年実施している。
- 本プログラムで使用する映像は、開催地に特化した過去災害や記憶に新しい災害映像を用いている。
- 授業参観の機会にあわせた、保護者参加型の実施も積極的に呼びかけている。



薩摩川内市立東郷小学校（H30. 10. 16）

大雨防災ワークショップは、まずレクチャーで大雨による災害（洪水・土砂等）の知識や身を守るための方法、また、気象庁が発表する警報・注意報等を理解していただきます。そして、グループワークで「経験したことのない大雨」に対する準備や避難行動等について話し合い、その結果を発表することで「大雨から命を守る」ために自らの判断で行動をとるための意識を醸成することを目的としています。



湧水町立栗野小学校（H30. 11. 29）



出水市立高尾野小学校（H30. 11. 1）



さつま町立鶴田中学校（H30. 5. 12）

# 宮崎地方気象台

# OHP等にて発信している防災情報の充実

## 【取組概要】

- 防災気象情報の改善として、「警報級の可能性」、「大雨警報（浸水害）の危険度分布」等をスマートフォン版ホームページを本年1月に作成しました。現在、利用推進中です。
- 「大雨警報（浸水害）の危険度分布」は、平成29年度出水期からホームページ（PC版）で提供開始しており、GPS機能を利用しスマートフォンからも使い易くしました。
- 火山（霧島山関連）情報も確認しやすい画面としました。

## 【トップメニュー】

 <b>宮崎地方気象台</b> Miyazaki Meteorological Office	
天気予報	
アメダス	
レーダー	
大雨警報(浸水害)の危険度分布	洪水警報の危険度分布
土砂災害警戒判定メッシュ情報	雨の予想(ノウキャスト)
警報・注意報	
警報級の可能性	
火山(霧島山関連)	
リンク	
宮崎地方気象台 【Access】〒880-0032 宮崎県宮崎市霧島5丁目1-4 【Tel】0985-25-4033	
PC   モバイル	
<a href="#">このホームページについて</a>	

●天気予報や実況データをご覧いただけます

●各種の危険度分布や詳細な雨の予測です

●現在の警報・注意報の発表状況と、今後の警報発表の見通しです

●火山(霧島山関連)の情報です

●その他、台風や地震などの情報へのリンクです

気象状況の把握に有用な各種コンテンツを集めて掲載しております。屋外活動時などぜひ、ご活用ください。



気象台のホームページの中から、天気予報・アメダスや、災害時にご覧いただくことの多い気象情報や大雨・洪水の危険度分布、霧島山の火山情報などをコンパクトにまとめました。



QRコード  
ご利用ください。

宮崎県

「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成」

・延岡市では、洪水や土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」を目指し、要配慮者利用施設の所有者等に対して、災害時に備え早期の避難確保の必要な事項を定め、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画作成に係る講習会を開催。

(1回目) 平成31年1月9日 座学方式 (参加: 202施設、約300人)

(2回目) 平成31年2月6、7日 ワークショップ方式

・宮崎県では、協議会にて土砂災害にも取り組んでおり、今回対象施設531施設のうち未作成の410施設に呼びかけた。  
 ・講習会では、延岡市のほか国土交通省、宮崎地方气象台、宮崎県と共同で説明を実施した。

延岡市 九州地方整備局 延岡市

平成30年12月21日

いのちを守るために、「逃げ遅れゼロ」を目指して!  
 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会を開催

洪水や土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」を目指し、九州地方整備局及び延岡市において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられました。

1. 概要  
 平成29年6月の水防法、土砂災害防止法の改正に伴い、洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられました。

2. 日時・場所  
 1) 講習会(座学)  
 (1) 日時: 平成31年1月9日(水) 14:30~  
 (2) 場所: 延岡総合文化センター 大ホール  
 (3) 対象者: 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設  
 (4) 講習会説明者: 延岡市総務部危機管理課、宮崎県土木整備部、宮崎地方气象台、九州地方整備局  
 2) 講習会(ワークショップ)  
 (1) 日時: 平成31年2月6日(水) 午前・午後、7日(木) 午前・午後  
 ※2日間午前・午後、同じ内容のワークショップを、受講者を分けて計4回開催します。  
 (2) 場所: 延岡市中小企業振興センター  
 (3) 対象者: 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

発表先: 記者クラブ(延岡市記者室)、国土交通省九州総局、九州建築専門記者クラブ

お問い合わせ先  
 国土交通省九州地方整備局 河川科 水災害専門センター 電話092-707-0110(直通)  
 水災害専門センター長 兼 延岡市 水災害対策課長  
 水災害対策専門官 兼 延岡市 水災害対策課長補佐

延岡市 総務部 危機管理課 電話0982-22-7077(直通)  
 危機管理課長 兼 延岡市 危機管理課長補佐



講習会開催状況 (H31.1.9)

要配慮者避難計画へ講習

延岡市と国土交通省が開催

国土交通省と延岡市は、改正後の対象施設を示す。日、洪水や土砂崩れの恐れがある区域の老人ホームや学校、病院など、避難に介助や誘導が必要な人たちが利用する要配慮者利用施設への避難計画作成に向けた講習会を同日開催した。

同施設は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある施設の中から市町村が地域防災計画で定める。県によると、2018年3月現在、県内の対象者は1施設のうち、避難計画を作っていたのは80施設で、作成率は16%だった。土砂災害に関しては17年8月の水防法と土砂災害防止法の改正で、避難計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられた。延岡市は近く地域防災計画で法

改正後の対象施設を示す。市としては、「できるだけ早く作成してほしい」として対象入りが決まっている410施設に呼びかけた。対象施設は、県が指定する浸水想定区域の見直しなどがあり、さらに増える見込みだ。国土交通省は21年までに避難計画の作成率100%を目指すとしている。講習会では、担当者らが洪水や土砂災害、避難計画の作成方法などについて説明した。2月6、7日にも1回に分けて実施する。

高齢者施設を管理する60歳の男性は「対象施設に自分が務められていることを知らなかった。法律に基づき計画を作りたい」と話していた。

読売新聞 (H31.1.11)

福祉施設など避難計画の作成を産婦人科医院担当者

0:18

限られた当直の人数で倍の患者や新生児をどう避難させるかが一番大事

NHK宮崎 (H31.1.10)

- ・近年では、全国各地で土砂災害による甚大な被害が発生し、多くの方が犠牲となっている。県では災害時に身を守るために有効とされているマイハザードマップ(地域防災マップ)の作成を推進している。
- ・平成30年度は、門川町西門川地区においてマイハザードマップの作成を支援した。

○現場確認状況



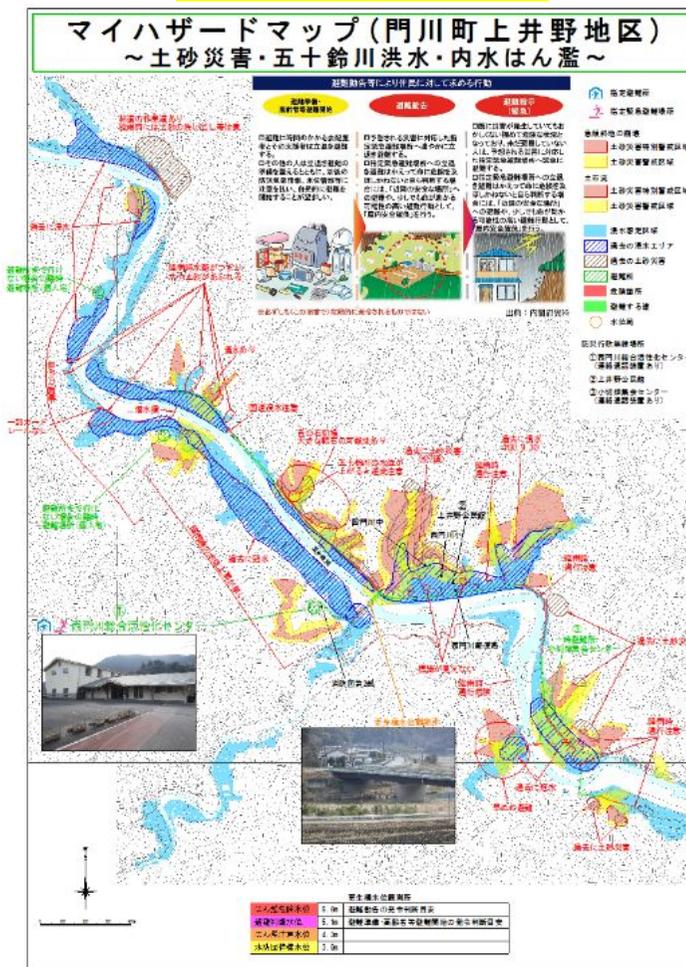
○マップ作成状況



【ハザードマップ作成までの流れ】

1. 現地確認
  2. 机上確認
  3. マップ作成
  4. マップのデータ化、印刷
- (住民、防災士、市町村、県)
- (県)

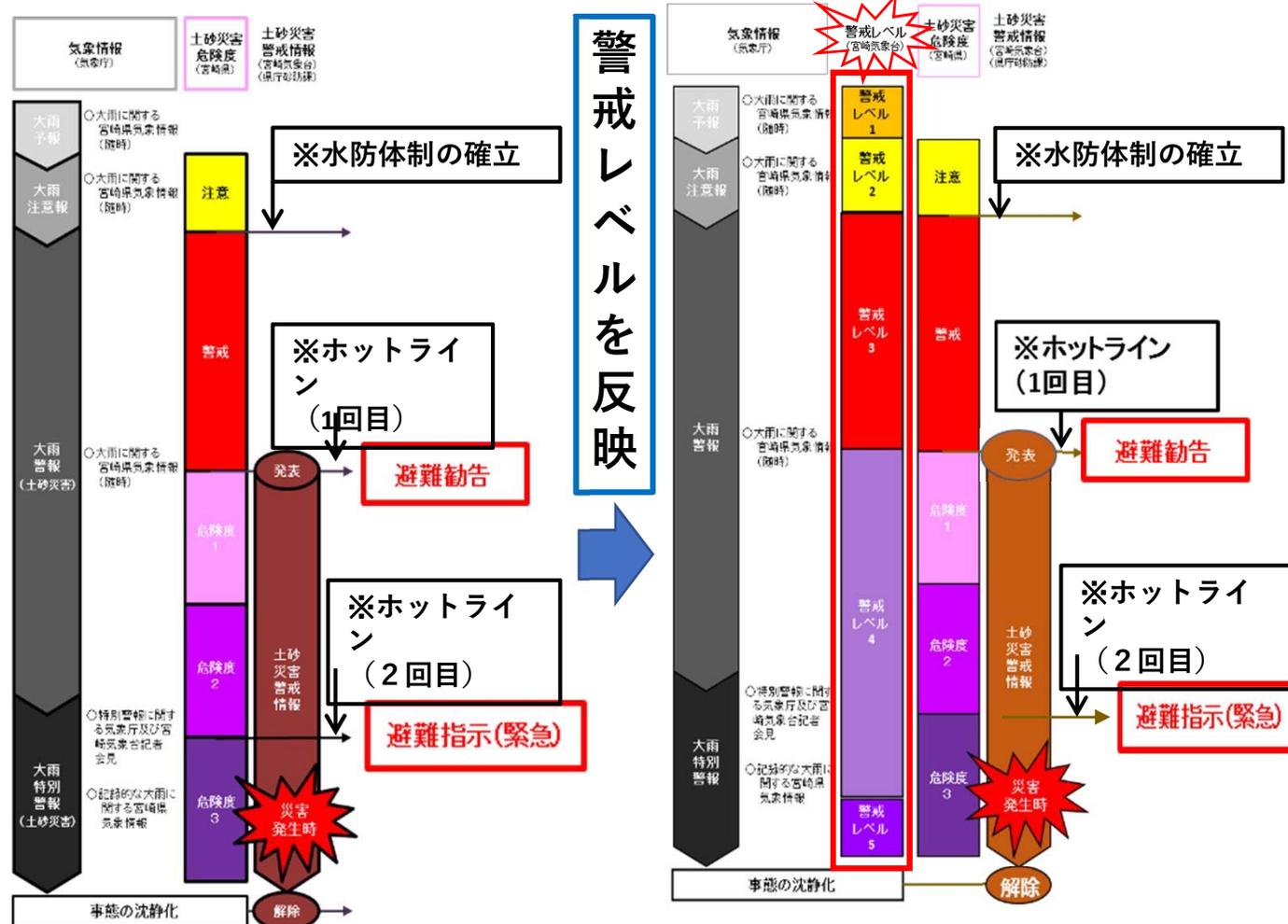
完成図



# 「警戒レベルの導入に伴うホットライン（土砂災害）の注意事項について」 宮崎県砂防課

- ・内閣府により「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂され、「警戒レベル」が5月29日より導入されます。土砂災害危険度と関連付けると、警戒レベル2が「注意」、警戒レベル3が「警戒」、警戒レベル4が「危険度1, 2, 3」に当てはまります。**なお、ホットラインのタイミングは今までと変わりません。**
- ・情報を迅速に発信するため、「土砂災害警戒情報の根拠資料」の様式を変更します。

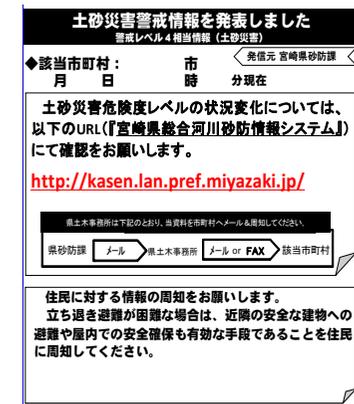
## タイムライン



## 旧様式



## 新様式



## 2 的確な防災活動のための取組

### ①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項 (訓練・演習の実施)

宮崎県小林土木事務所

■宮崎県では、毎年出水期前に土木事務所単位で防災対策会議及び防災訓練を実施している。

#### ☆目的

- ・管内市町、関係団体等と連携を密にし、連絡体制の確認・強化や大規模災害時の関係団体と締結した協定の内容について確認する。
- ・災害発生時の対応を実際に行うことにより、課題を抽出するとともに対応の習得を図る。

情報伝達



ホットライン



大規模災害協定



#### ■H30年度 防災訓練の実施状況

1 訓練日時 平成30年5月23日 13:00～16:20

2 参加者 小林土木事務所22名、建設業協会9名、測量業協会8名、舗装業協会1名、法面保護協会 1名

合計 41名

#### 3 総括

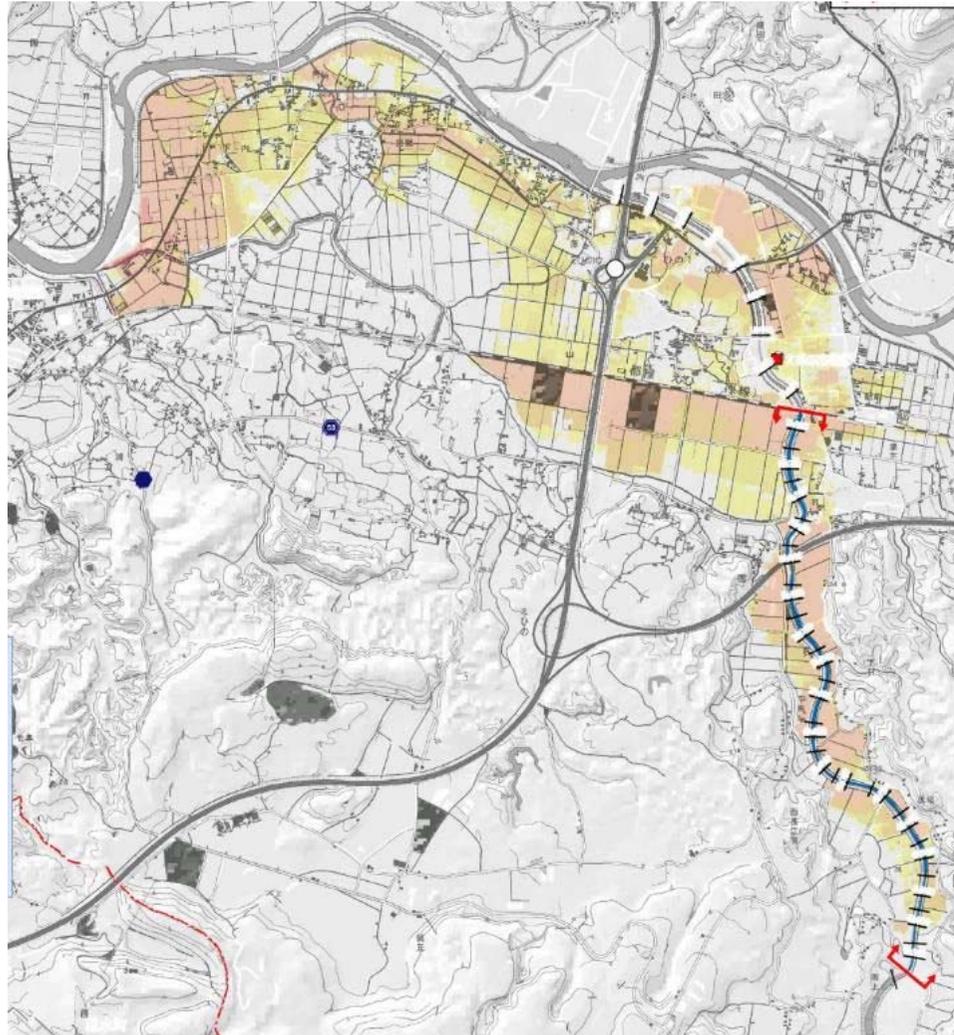
- ・タイムラインに基づき県と各市町においてホットラインを実施。
- ・訓練の動きを見ながら本番の災害待機でどのように動かなければならないか確認した。

# 1 円滑かつ迅速な避難のための取組

## ③平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項 (ハザードマップの作成)

宮崎県小林土木事務所

- ・ 長江川（水位周知河川）では、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域を今年度台風期前までに指定し、公表していく。
- ・ えびの市では、公表した浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップを作成していく。



**薩摩川内市**

# 平成30年度 総合水防演習

## 【目的】

水防技術の向上や国、県、市、防災関係機関及び民間協力団体等の連携・協力体制の確立や防災体制の向上を図るとともに地域の皆さんの防災意識を高めていただくことを目的に、出水期を前に実施する水防演習を国と県と連携して、薩摩川内市で実施。

日時;平成30年度5月20日(日) 8時30分～12時30分

場所:鹿児島県薩摩川内市西開聞町向田地先

大規模災害発生の恐れがあるため 事前防災行動を開始

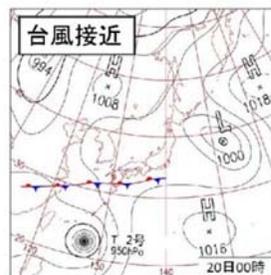
タイムライン発動



岩切 秀雄  
薩摩川内市長



●薩摩川内市広報車



台風接近

### ●避難訓練②



亀山小学校、川内中央中学校、薩摩川内警察署、薩摩川内市消防団



炊き出し訓練



●炊き出し訓練  
薩摩川内市赤十字奉仕団、陸上自衛隊第12普通科連隊、鹿児島純心女子大学

### ●本部長指令第1号 [土のうづくり]



薩摩川内市消防団①



薩摩川内市消防団②



さつま町消防団



●避難所・ボランティアセンター開設・運営訓練  
薩摩川内市社会福祉協議会、鹿児島純心女子大学



災害ボランティアセンター開設訓練

**さつま町**

# ○町内一斉防災訓練・点検の実施

## 【取り組みの内容】

自主防災組織・公民会単位での防災訓練につきましては、平成19年度から毎年実施していただいております。本年度は5月26日（日）を「町内一斉防災訓練の日」として下記のとおり行いました。

取り組み内容は、各団体にお任せしてありますが、事前に「自主防災組織等の訓練内容（例）」を配布し、各公民会・自主防災組織等での住民参加型の訓練を実施していただきました。

防災訓練終了後、町消防団、警察署等の協力をいただき、町内一斉防災点検（危険箇所点検）も実施しております。

## 【当日のスケジュール】

○午前7時30分～ 町長のメッセージ

同時に災害対策本部招集訓練、避難所開設訓練（伝達のみ）を開始

○午前8時～ 「サイレン吹鳴」及び「防災訓練に伴う避難勧告」の広報。鶴田ダム放流警報設備へ、町内全域に避難勧告（訓練）が発令された旨の表示を依頼。

（以下、自主防災組織等の訓練例）

- ①情報収集・伝達訓練 ②消火訓練 ③救出・救護訓練
- ④避難訓練 ⑤避難行動要支援者避難行動支援

○午前10時 防災訓練の終了

※訓練終了後、防災点検を実施。（町内500箇所を消防団（22分団）で点検）



避難行動状況  
（麓公民会）



公民館での避難人員確認状況  
（湯田下公民会）



公民館での避難人員確認状況  
（折小野公民会）



防災備品の確認状況  
（船木下公民会）

**湧水町**

**【防災・減災フォーラム】** 平成18年7月の県北部豪雨災害を風化させることなく、川内川流域として自助・共助の地域防災力の向上を目指す。

**「近年の大雨の集中・激甚化と  
防災気象情報の利活用」  
～平成18年県北部豪雨災害の気象を例に～**

NHK鹿児島放送局  
気象予報士 今村 聡さんによる講演



**「平成18年県北部豪雨災害を振り返って」**

湧水町消防団川添分団  
高橋 浩治分団長による事例発表

**【水防演習】** 出水期に備え、水防活動の有機的連携の保持と能率向上及び水防思想の普及や水防体制の警備強化，水防技術の向上を図る。



## ○参加団体

湧水町水防団，伊佐市水防団，えびの市水防団  
国土交通省川内川河川事務所  
陸上自衛隊第12普通科連隊  
九州防災エキスパート会，川内川水防協力会

## ○水防工法

積み土のう工，シート張り工、月の輪工  
釜段工，袋詰め玉石投入工



▲土のう作り



▲積み土のう工



▲シート張り工

## ○各種展示

国土交通省・陸上自衛隊車両展示  
降雨体験，浸水ドア開閉体験，パネル展示



▲自衛隊車両展示



▲排水ポンプ車実演・展示



▲照明車



▲浸水ドア開閉体験



▲パネル展示

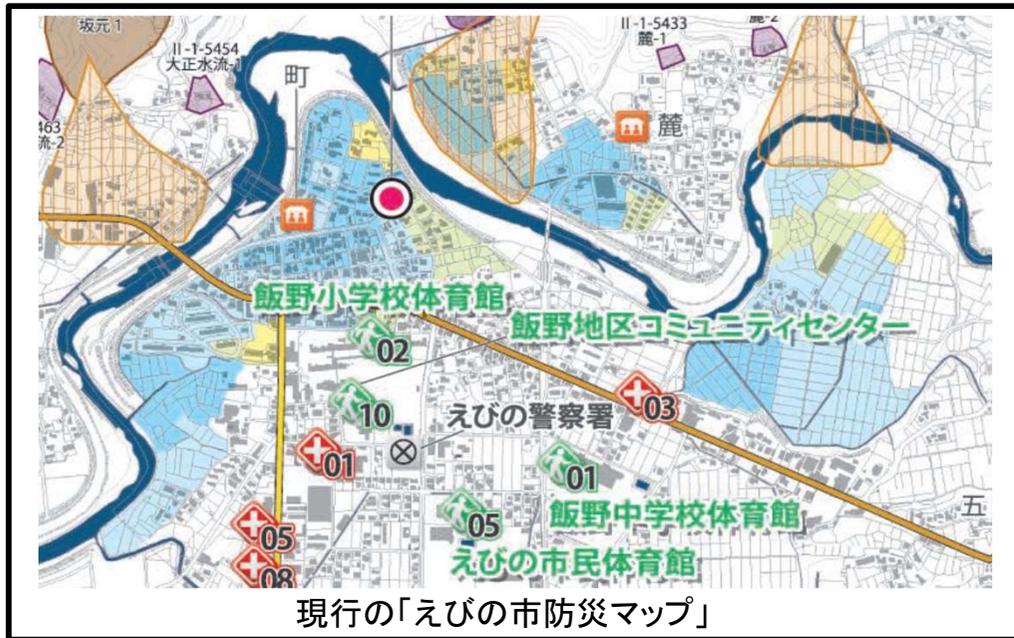


▲降雨体験機

**えびの市**

# ○防災ハザードマップの作成・配布

・令和元年度に、県が指定した土砂災害警戒区域・特別警戒区域や、県が新たに公表する洪水浸水想定区域図を基に、『えびの市防災ハザードマップ』の作成を行い、市内全世帯へ配布を行う。



## 【国】

・川内川水系川内川及び長江川の洪水浸水想定区域図(想定最大規模の降雨)[平成28年6月公表]

## 【県】

・川内川水系長江川の洪水浸水想定区域図(想定最大規模の降雨)  
〔令和元年度公表予定〕  
・土砂災害警戒区域等の指定

## 【えびの市】

・今年度、現行の防災マップを見直し、新たに防災ハザードマップを作成

## ハザードマップの概要

- 1) 対象範囲: えびの市全域
- 2) マップの構成等  
サイズ: A1版(表裏)  
市内を4つの校区に区割りして作成  
総数で10,000部作成
- 3) 地図面の記載内容  
想定最大規模の洪水浸水想定区域  
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域  
指定避難所、指定避難場所等
- 4) 情報面の記載内容  
防災情報の入手先、避難の心得、  
非常時持ち出しチェック表等
- 5) 配布範囲  
市内全世帯  
各自治公民館、その他関係機関

# ○防災訓練(情報伝達・避難訓練・情報収集)の実施

平成30年10月14日にえびの市で開催された「宮崎県総合防災訓練」に併せて9の参加協力団体から約100名、一般見学者として約100名の参加がありました。

○住民の防災行政無線による情報伝達訓練

○住民の避難訓練・避難所運営訓練

○陸上自衛隊第24普通科連隊とえびの市消防団が合同でUTMグリッドマップを活用した情報収集訓練を実施。

## ○避難訓練

各自治会による避難情報の伝達、並びに避難行動要支援者の協力者による避難要領を確認。



## ○情報収集訓練

陸上自衛隊第24普通科連隊 情報小隊のバイク隊とえびの市消防団 防災バイク隊で被害想定地区の偵察。被害状況の報告では、UTMグリッドマップを用いた地図へのプロットを実施し、被害状況の共有化を図った。



## ○避難所運営訓練

避難所開設の要領を確認し、避難者カードの作成

避難所運営として、間仕切りセットを避難者で組み立て

